

財 関 第 6 2 3 号
令 和 2 年 6 月 2 5 日

各 税 関 長 殿
沖 縄 地 区 税 関 長 殿

関 税 局 長 中 江 元 哉

関 税 法 基 本 通 達 等 の 一 部 改 正 に つ い て

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、令和2年7月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 2 知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について（平成19年6月15日財関第802号）の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。